

死後事務委任契約って？

もし、今わしが死んだら、色々な手続きはどうしよう...



専門家に頼んでおくと安心だよ！



専門家？！
タマ、お前しゃべれるのか！



公共料金の支払いから、住まいの事、葬儀の事、
役所の手続きなどなど....



そんなに色々お任せできるのか！



おじいちゃんが亡くなった
後の事を、色々 お任せすることを、
「死後事務委任契約」というんだよ。



く.....詳しいな...



まずは、法務相談の専門家、行政書士に相談してみよう！



※代表的な手続き例

1, 役所関係	死亡届・埋火葬許可証受領、健康保険等の抹消
2, 病院・施設	退院・退所・死亡診断証・清算手続き等
3, 葬儀等	葬儀・火葬・埋葬等のお手続き
4, 住まい	住居引越し手続き・清掃業者依頼
5, 税金・公共料金	死亡年度の納税手続き、ガス・水道・電気等

お見積無料！

行政書士かなざき和子事務所
TEL:080-3233-4745